

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月十四日

岡山県知事 伊原木隆太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープ山陽 エディオオン山陽店
所在地 赤磐市下市二七七―一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 理事長 平田 昌三
(2) 名称 株式会社エディオオン
住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉
- 3 変更事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 名称 コープ山陽 デオデオ山陽店
(変更後) 名称 コープ山陽 エディオオン山陽店
- 4 変更年月日
平成二十四年十月一日

二 届出年月日

令和元年十二月十九日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
令和二年一月十四日から同年五月十四日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課